

平成19年8月30日

弁護士会事務局長 殿（東京，第一東京，第二東京，埼玉，大阪）

司法研修所事務局長 林 道 晴

司法修習生の選択型実務修習結果の報告について（事務連絡）

本日付で，司研企秘第001958号司法研修所長通知「司法修習生の選択型実務修習結果の報告について」が発出されました。貴弁護士会の属する配属庁会は，新第61期以降，集合修習を先に実施し，選択型実務修習を後に実施するいわゆるA班に当たるため，配属の司法修習生については，選択型実務修習終了直後に考試が実施されます。このことから，選択型実務修習結果の報告に当たっては，下記の点に留意してください。

記



